

(案)

消費経済審議会

令和 7 年〇〇月〇〇日

消費経済審議会会長 小塚 莊一郎 殿

消費経済審議会製品安全部会
部会長 鷲田 祐一

消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について（答申）

令和 7 年 9 月 2 9 日付けにて付託されました標記の件について、下記のとおり答申案をまとめましたので報告します。

記

乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）の特定製品に指定すること並びに乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを新消安法の子供用特定製品に指定することが適当である。

(案)

消費経済審議会

令和7年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

消費経済審議会会長 小塚 莊一郎

消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について（答申）

令和7年9月29日付け20250926保第5号をもって当審議会に諮問がありました標記の件については、下記のとおり答申します。

記

乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）の特定製品に指定すること並びに乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを新消安法の子供用特定製品に指定することが適当である。